

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3348)
処分課（担当）名	一般財団法人大阪教育文化振興財団・イオンディライト株式会社共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立クラフトパーク利用料金の減免申請
概 要	大阪市立クラフトパークの利用料金について、次の審査基準に基づき減免します。
根拠法令等 及び条項	大阪市立クラフトパーク条例(平成11年3月17日条例第38号) 第10条第7項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次に該当するときは、利用料金を減免します。 ・教育委員会が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	7 日
経由日数	3 日
提出先	大阪市立クラフトパーク
提出時期	随時
提出方法	減免を受けようとする理由を明らかにして大阪市立クラフトパークへ申請してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市立クラフトパーク
ホームページ	https://www.craftpark.net/
備 考	